

令和 6 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

健康増進等の取組について選択する※1

該当する年の1～12月に支払った購入費

氏 名 伊野 太郎

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	☒ 健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 <input 113="" 263="" 276"="" 391="" data-label="Text" type="checkbox/>()</td></tr><tr><td>(2) 発行者名
(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</td><td>仁淀病院</td></tr></table></div><div data-bbox="/> ※取組に要した費用は、控除対象となりません。
----------	---

事業を行った保険者や医療機関等の名称を記載する

2 特定一般用医薬品等購入費用の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
伊野薬局	□□鎮痛剤、胃腸薬△△△	20,000 円	5,000 円
ドラッグストア伊野	頭痛薬○○、××軟膏、かぜ薬●●●	40,000	0
薬局名を記入する	医薬品名を記入する※2	薬局ごとに1年間に支払った金額を記入する	
合 計		A 60,000	B 5,000

3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 60,000 円	A
保険金などで補填される金額	5,000	B
差引金額 (A - B)	55,000	C
医療費控除額 (C - 12,000円)	43,000	D

- ※1 「(1)取組内容」は申告者本人が受けた健診等の取組について選択してください。
申告者本人が取組を行っていない場合は対象になりません。
- ※2 「(2)医薬品名の名称」について、同一の薬局での医薬品の購入数が多く、枠内では記入できない場合は、省略をせずに次の段に分けて記入してください。

上の記載例を参考に、「セルフメディケーション税制の明細書」を作成のうえ、申告書に添付してください。

医療費控除におけるセルフメディケーション税制について

○セルフメディケーション税制（平成29～令和8年分）

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の特定一般医薬品の購入の対価を支払った場合に次のとおり控除を申告することができます。

【特定一般医薬品購入費】 － 【保険金等の補填金額※1】 － 【12,000 円】 ＝ 【控除額※2】

※1 健康保険の高額療養費や生命保険契約等の保険金など

※2 上限額 88,000 円

○健康の維持増進及び疾病の予防への取組

①インフルエンザの予防接種又は定期予防接種

②がん検診や健康診査、人間ドック

③職場が実施している健康診断

※①～③の取組を申告者本人が1つ実施していれば対象になります。

○特定一般用医薬品

医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアや薬局等で購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）が対象になります。

ドラッグストア等で購入された場合、医薬品のパッケージや領収書（レシート）に対象の医薬品である旨が記載されています。

○必要な書類

①健康増進等の取組が分かるもの（結果通知表や領収書）

「氏名」、「取組を行った年」、「事業を行った保険者や医療機関等の名称」が記載されているもの。

※健診結果部分は黒塗りや切り取り等の加工を施したものでよい。

②セルフメディケーション税制の明細書

薬局名や医薬品名、支払金額等を記載し作成してください。

※通常の医療費控除を申告する方は、このセルフメディケーション税制は申告できません